

# 鋼船規則

N 編

液化ガスばら積船

規  
則

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 規則 第 25 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

2020 年 6 月 11 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

## N 編 液化ガスばら積船

### 改正その1

#### 11 章 防火及び消火

##### 11.1 火災に対する安全性の規定 (IGC コード 11.1)

###### 11.1.1 一般\*

-1.(6)を次のように改める。

-1. 本編の適用を受ける貨物を運送する船舶は、総トン数にかかわらず（総トン数 500 トン未満の船舶を含む。）、**R 編**のタンカーに対する規定を適用する。ただし、次の**(1)**から**(6)**によらなければならない。

（(1)から(5)は省略）

(6) 前**(1)**にかかわらず、次の**(a)**及び**(b)**によることができる。

(a) 総トン数 500 トン未満の船舶にあっては、**R 編 21.2.1-5.及び-24.**の規定を適用することができる。

(b) 国際航海に従事しない船舶にあっては、次の **i)**から **iii)**によることができる。

i) **R 編 21.2.2-10.**の規定を適用することができる。

ii) 船級符号に“*Coasting Service*”又は“*Smooth Water Service*”を付記して登録される船舶にあっては、**R 編 21.2.1-5., R 編 21.2.3-18.及び R 編 21.2.3-22.**の規定を適用することができる。

iii) 船級符号に“*Restricted Greater Coasting Service*”を付記して登録される船舶にあっては、**R 編 21.2.1-5.及び R 編 21.2.3-18.**の規定を適用することができる。

#### 附 則（改正その1）

1. この規則は、2020年6月30日から施行する。
2. 2003年7月1日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 5章 プロセス用圧力容器並びに液，蒸気及び圧力用管装置

### 5.12 材料

5.12.5 として次の1条を加える。

#### **5.12.5 ガス燃料管を内部に配置する外管又はダクト**

16.4.3(2)の規定にいう，少なくとも1時間あたり30回の換気を行うことができる排気式の機械通風装置を備えた管又はダクトの材料は，高圧配管が損傷した際の圧力及び低温の両方の影響を考慮したものでなければならない。

## 附 則 (改正その2)

1. この規則は、2021年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
  2. 次のいずれにも該当しない管装置部品にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
    - (1) 施行日以降に建造契約\*が行われる船舶の管装置部品
    - (2) 施行日以降に検査の申込みのあつた管装置部品
- \* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

### IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

#### 英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
  - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
  - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

#### Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

#### 仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあつては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
  - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
  - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前1.及び2.に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があつた場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

#### 備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

---

# 鋼船規則検査要領

N 編

液化ガスばら積船

要  
領

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 達 第 16 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

2020年6月30日 達 第16号  
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## N 編 液化ガスばら積船

改正その1

### N4 貨物格納設備

#### N4.19 材料

N4.19.1 を次のように改める。

##### N4.19.1 船体構造を構成する材料

(-1.から-3.は省略)

-4. 規則 N 編 4.19.1-6.の適用上、次の(1)から(3)による。

(1) 規則 N 編 4.19.1-6.に規定する「ヒーティング設備」は、当該設備のいずれかの部分において機械式又は電気式の構成要素に単一の故障が生じた場合でも、理論的に必要な熱量の100%以上を供給できるようなものとする。本規定の適用上、~~次の5.及び6.による。~~

~~5.(2)~~前4.(1)の規定に適合するために、ヒーティング設備の構成要素（加熱装置、グリコール循環ポンプ、電気式の制御盤、補助ボイラ等をいう。）を各々2つ設ける場合、当該設備の少なくとも1つは、すべての電気式の構成要素が非常用電源から給電されるものとする。

~~6.(3)~~油炊きボイラのような一次的な熱源の二重化が実行可能でない場合、理論的に必要な熱量の100%以上を供給することができる電気式の加熱装置を備え、当該加熱装置に非常配電盤に専用に設けた個別の回路から給電すること等を代替物とする提案が認められる。他の手段は、主管庁が適当と認めるところにより適切なリスクアセスメントが行われた場合に限り、規則 N 編 4.19.1-6.(1)を満足するものとみなされる場合がある。なお、当該ヒーティング設備の他のすべての電気式の構成要素には、前5.(2)の規定を適用する。

## 附 則（改正その1）

1. この達は、2020年6月30日から施行する。
2. 2019年7月1日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附属書1 液化ガスばら積船用の装置及び機器に関する検査要領

### 3章 貨物ポンプ

#### 3.6 試験・検査

##### 3.6.1 タイプテスト

-2.を次のように改める。

-1. ポンプは、各寸法及び各型式ごとに、設計評価及びタイプテストを行うこと。

-2. 前-1.に定めるタイプテストでは、次の(1)から(5)に定める試験・検査を行うこと。  
ただし、既に本会が承認した設計のポンプの使用実績が提出され本会が適当と認める場合にあっては、製造者が行う試験・検査に代えることができる。

((1)~(5)は省略)

##### 3.6.2 製品検査

-3.として次の1条を加える。

-1. ポンプは、製造時、次の(1)から(3)に定める試験・検査を行うこと。

(1) 材料試験：規則 K 編関連各章及び規則 N 編表 N6.4 の規定による。

(2) 水圧又は耐圧試験：ポンプの耐圧部分については、水圧試験又は空気あるいは他の適当な気体による耐圧試験を行うこと。試験圧力は、設計圧力の 1.5 倍とする。

(3) 作動試験：設計温度に応じ、作動試験を行うこと。なお、電動サブマージドポンプの場合にあっては、設計上の使用液体又は最低使用温度以下で本会が適当と認める液体を用いて作動試験を行うこと。また、ディーブウェルポンプの場合にあっては、水を用いて作動試験を行って差し支えない。

-2. ポンプは、本船取付け後、規則 N 編 5.13.2-5. に定める使用試験を行うこと。

-3. 前-1.に定める試験・検査について、製造所が別に定める「事業所承認規則」に従い審査を受け、承認されている場合、該当する社内試験成績書の提出をもって試験の立会を軽減することができる。

#### 附 則 (改正その2)

1. この達は、2020年6月30日から施行する。

## N 編 液化ガスばら積船

### N4 貨物格納設備

#### N4.20 建造過程

N4.20.1 を次のように改める。

##### N4.20.1 溶接継手の設計

-1. 規則 N 編 4.20.1-1.の適用上、主要なタンク板のコーナー部（すなわち、タンク側板とタンク底板又はタンク頂板のコーナー部（斜板がある場合はこれを含む）並びにタンクの前後端隔壁とタンク底板、タンク頂板又はタンク側板のコーナー部（斜板がある場合はこれを含む））は溶接により形成してはならない。タンクのコーナー部はタンク表面に沿って湾曲させた板により形成し、板同士の継手は面内突合せ溶接とすること。サクシジョンウェル、サンプル、ドーム等のその他の局所的な構造については完全溶込み溶接とした T 継手を用いて差し支えない。

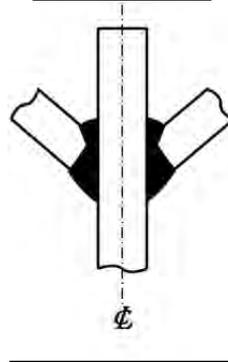
~~-2.~~ 規則 N 編 4.20.1-1.の規定にいう「ドームに設けられる小さな貫通部」とは、MARVS が 0.07 MPa 以下の貨物タンクの場合であって、ドームに比べて十分小さい通常の貨物管又はこれと同等程度の大きさのその他の貫通部をいう。

~~-3.~~ 前~~-2.~~に定める貫通部の溶接については、完全溶込み型の溶接としなくて差し支えないが、適当に開先をとったものとする。この場合、外径が 100 mm を超える貫通部については、全線に対して、外径が 100 mm 以下の貫通部については、適宜抜取りで適当な非破壊検査を行うこと。

~~-4.~~ 規則 N 編 4.20.1-2.(1)の規定にいう「非常に小さいプロセス用圧力容器」とは、工作上、裏当金の除去が困難なほど小さいプロセス用圧力容器をいう。

-5. 規則 N 編 4.20.1-2.(1)の適用上、溶接施工法承認試験の結果に基づき、本会が承認した場合、バイロブタンクにおけるタンク外板と中心線隔壁の継手に完全溶込み溶接とした十字継手を用いて差し支えない。（図 N4.20.1-1.参照）

図 N4.20.1-1.



### 附 則（改正その3）

1. この達は、2020年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれにも該当する船舶以外の船舶にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
  - (1) 施行日以降に建造契約が行われる船舶
  - (2) 2016年7月1日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶

## N5 プロセス用圧力容器並びに液、蒸気及び圧力用管装置

### N5.12 材料

N5.12.3 として次の1条を加える。

#### N5.12.3 貨物管の防熱装置

-1. 規則 N 編 5.12.3-1.にいう「移送作業中の貨物への熱の流入を最小」とするよう防熱を施すとは、格納設備の熱収支及び圧力・温度制御装置の容量の計算において貨物管装置の防熱材の特性について考慮することをいう。

-2. 規則 N 編 5.12.3-1.にいう「人員が低温表面に直接接触することを防ぐ」よう防熱を施すとは、貨物管装置の表面であって通常状態において人員が接触することがあるものを断熱材で保護することをいう。ただし、次の(1)から(3)の例に示すような範囲はこの限りでない。

- (1) 上記の直接接触を防止するために物理的なスクリーンにより保護された貨物管装置の表面
- (2) 操作する人員を貨物温度から保護するための延長された弁棒を有する手動弁の表面
- (3) 貨物管装置であって設計温度（内部の流体の温度から決定するものをいう。）が  $-10^{\circ}\text{C}$  を超えるものの表面

#### 附 則（改正その4）

1. この達は、2020年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

## N13 計測及び自動化装置

### N13.9 統合システム

N13.9.3 を次のように改める。

#### N13.9.3 リスク評価

-1. 規則 N 編 13.9.3 の規定にいう「統合システム」とは、貨物液及び貨物蒸気の運送、取扱い及び調整に必要な制御、監視警報又は安全機能のために使用するコンピュータシステムを組合せたものであって、当該コンピュータシステム間の通信を可能にし、かつ、監視警報及び安全に関する情報及び/又は指令/制御への一元化されたアクセスを可能にするために相互に接続されたものをいう。(MSC/Circ.891 参照)

-2. 規則 N 編 13.9.3 の規定にいう「適切なリスク評価手法」とは、FTA, FMEA, FMECA 等をいう。

## 附 則（改正その5）

1. この達は、2020年7月1日（以下、施行日という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約\*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。  
\*建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

### IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

#### 英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
  - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
  - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

#### Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

#### 仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更があつては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
  - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
  - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があつた場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

#### 備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

## N16 燃料としての貨物の利用

### N16.1 一般

#### N16.1.1 一般

-1.を次のように改める。

-1. ガス燃料ボイラ，ガス燃焼装置及びガス燃料~~ディーゼル~~機関については，それぞれ附属書2「二元燃料ボイラに関する検査要領」，附属書2A「ガス燃焼装置に関する検査要領」及び附属書3「高圧式二元燃料~~ディーゼル~~機関に関する検査要領」又は附属書4「低圧式二元燃料~~ディーゼル~~機関に関する検査要領」による。また，ガス燃料ガスタービンについては，本会が適当と認めるところによる。

附属書3の表題を次のように改める。

### 附属書3 高圧式二元燃料~~ディーゼル~~機関に関する検査要領

#### 1章 通則

##### 1.1 適用

-1.を次のように改める。

-1. 本要領は、規則N編16.1.1の規定に基づき、予め高圧力に圧縮したメタン（ボイルオフガス及び貨物蒸気）を圧縮行程末期にシリンダ内に直接噴射し、適当な点火源により着火、燃焼させる方式の~~ディーゼル~~主機関（以下、「高圧式DFD機関」という。）及びガス燃料供給装置に適用する。

附属書 4 の表題を次のように改める。

## 附属書 4 低圧式二元燃料~~ディーゼル~~機関に関する検査要領

### 1 章 通則

#### 1.1 適用

-1.を次のように改める。

-1. 本要領は、規則 N 編 16.1.1の規定に基づき、低圧の天然ガスを燃料として使用するトランクピストン形~~ディーゼル~~主機関（以下、「低圧式 ~~DFD~~ 機関」という。）及びガス燃料供給装置に適用する。前記以外の方式の低圧式 ~~DFD~~ 機関及びガス燃料供給装置については別途定めるものとする。

#### 附 則（改正その 6）

1. この達は、2020 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に承認申込みのあったガス燃料機関にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

## N11 防火及び消化

### N11.3 水噴霧装置

N11.3.4 として次の1条を加える。

#### N11.3.4 消火ポンプによる保護

-1. 規則 N 編 11.3.4 における用語の意味は次によること。

(1) 1 台の消火ポンプ又は非常用消火ポンプ：

水噴霧ポンプが設置される区画の外部に設置される規則 R 編 10.2.2 で要求の消火ポンプ

(2) 単一の区画：

規則 N 編 11.3.3 に従った水噴霧装置に供する消火ポンプが設置された A 級の囲壁で区切られた区画，又は当該消火ポンプの動力源が設置される区画

(3) 「非常用」に該当しない「消火ポンプ」：

規則 R 編 10.2.2-2. で要求される消火ポンプ

-2. 規則 N 編 11.3.4 の規定の適用上，水噴霧装置に非常用消火ポンプを供する場合のポンプ容量は，次の(1)から(4)により決定すること。

(1) 規則 R 編 32.2.2-1. に規定する 2 条の射水を維持する能力に加え，規則 N 編 11.3.2-1 に規定する水噴霧性能を考慮して，ポンプの容量を増加させること。ただし，当該容量の増加は，規則 N 編 11.3.4 に規定する通常人員が配置される船楼及び甲板室の囲壁並びに救命艇，救命筏及び招集場所を保護するのに十分な量とすること。

(2) 前(1)に加え，船楼及び甲板室等を覆う水噴霧装置へ供する前-1.(3)に規定する全ての消火ポンプが，単一の区画における火災により作動不能となる場合を想定し，非常用消火ポンプの容量に以下を含めること。

(a) 規則 N 編 11.3.4 に規定する貨物エリアに面した船楼及び甲板室の囲壁並びに救命艇，救命筏及び招集場所に対する水噴霧装置

(b) 規則 N 編 11.2 に規定する 2 つの消火栓からの射水

(3) 機関室を保護する固定式高膨脹泡消火装置（規則 R 編 10.5.1-1.(2)）が設置され，且つ非常用消火ポンプより当該消火装置へ海水を供することが意図されている場合，主消火ポンプが作動不能となる場合を想定し，非常用消火ポンプの容量に機関室火災用の当該消火装置を含めること。

(4) 同時に想定する火災事故は 1 つであるという原則に基づき，非常用消火ポンプの容量は前(1)，(2)及び(3)に規定する 3 装置（水噴霧装置，消火栓及び固定式高膨脹泡消火装置）全てを含む必要はなく，最も容量を必要とする区域及びその要求装置を含む以下のいずれか大きい方とすることで差し支えない。

(a) 固定式高膨脹泡消火装置+2 つの消火栓からの射水

(b) 水噴霧装置+2 つの消火栓からの射水

## 附 則 (改正その7)

1. この達は、2021年1月1日（以下、施行日という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約\*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。  
\*建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

### IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

#### 英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
  - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
  - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

#### Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

#### 仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更があつては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
  - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
  - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があつた場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

#### 備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。